

28生産第613号
28生産第614号
平成28年6月28日

一般社団法人全国肥料商連合会会長 殿

農林水産省 生産局技術普及課長
生産局農業環境対策課長

施肥設計のための土壌分析の計量法上の扱いについて

今般、計量法（平成4年法律第51号）を所管する経済産業省産業技術環境局計量行政室長より、農林水産省生産局技術普及課長及び農業環境対策課長に対し、別添1のとおり通知があったところであり、併せて同室より各都道府県計量行政関係部局に対し、別添2のとおり通知が発出されましたので、ご了知頂くとともに、貴団体傘下会員に対する周知をお願いします。

また、このことに伴い、「JA等が行う農業分野の土壌分析の計量法上の扱いについて」（平成25年12月10日付け25生産第2434号及び25生産第2433号農林水産省生産局農産部技術普及課長、農業環境対策課長通知）は廃止しましたので、ご了知下さい。



事務連絡
平成28年6月28日

農林水産省生産局
技術普及課長
農業環境対策課長 殿

経済産業省産業技術環境局計量行政室長

施肥設計のための土壌分析と計量法第107条に規定する
計量証明事業者の登録の関係について

平成25年11月8日付け「土壌分析に係る」JA等の今後の対応について(25生産2323号及び2324号)において、計量法(平成4年法律第51号)第107条(計量証明事業者の登録義務)を踏まえた施肥設計のための土壌分析の対応方針が示されております。

今般、TPP大筋合意を受けてとりまとめられた「総合的なTPP関連政策大綱(平成27年11月25日)」におきまして、「成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限に発揮するため(略)、生産現場の体質強化・生産性の向上、付加価値の向上など、成長産業化に取り組む生産者を応援」するなど、政府をあげて、「攻めの農林水産業への転換を促進する規制や税制の在り方を検証し、実行」していく方針が示されるとともに、本年2月以降、産業競争力会議・規制改革会議の合同会議においても、本件の規制緩和について議論が開始されております。

このような農林水産業をとりまく状況の変化を踏まえ、当省では、施肥設計のための土壌分析と計量法第107条に規定する計量証明事業者の登録の関係について、貴省と意見交換を行いながら、検討を行ってまいりました。

この度、当方から平成28年6月23日付けで照会を行い、同年同月24日付けで回答のあった「農業現場における適正施肥の推進に向けた取組状況について」により、貴省は、環境保全型農業や生産コスト低減を推進する観点から、都道府県に対する国の技術指導指針である「農業技術の基本指針」を改定し、生産コストの低減に資する低成分肥料の普及の推進を図る等の施策を講じていること、また、都道府県においても、生産者が施肥を行うに当たっての技術指導指針である「施肥基準」や「減肥基準」の策定・更新等を進め、全国で適正施肥に向けた取組が行われていること、そして、貴省としては、今後とも、都道府県、農業者団体、肥料関係団体等との連携の下、こうした施策の充実を通じて適正施肥の着実な推進及び指導に努めていくこと、を確認したところです。



このような状況に鑑み、当省としては、施肥設計のための土壌分析値を記載する行為については、今後、計量法第107条の規定に基づく都道府県知事の登録を必要とする事業には該当しないものと整理しました。

つきましては、貴省におかれましては、本件について、JAや肥料販売業者等の施肥設計のための土壌分析を行う事業者に対し周知をお願いいたします。



25生産第2434号
25生産第2433号
平成25年12月10日

一般社団法人全国肥料商連合会会長 殿

農林水産省生産局農産部技術普及課長
農業環境対策課長

J A等が行う農業分野の土壌分析の計量法上の扱いについて

先般、計量法（平成4年法律第51号）を所管する経済産業省から、J A等が実施する農業分野の土壌分析が、計量法に基づく計量証明事業に該当する可能性があるとの見解が示されました。

計量法上の土壌分析の取扱いについては、J Aグループに限らず農業分野の土壌分析を行う事業者幅広く関係するため、計量関係法令の遵守及び土壌分析に基づく適切な施肥等の推進を図る観点から、農林水産省から経済産業省に対し、計量法に基づく計量証明事業と土壌分析の結果報告書に関する見解の関係者への周知を要請しました。

これを受け、経済産業省は、平成25年11月15日付け経済産業省産業技術環境局知的基盤課事務連絡（別紙1）により、各都道府県計量行政関係部局に対して、農業分野の土壌分析を行う事業者からの相談に適切に対応するよう要請するとともに、計量証明事業として登録せずに、事業者が土壌分析を実施するという対応を行う場合に留意すべき事項等について、周知を行いました。

については、このことについて、貴会会員等のうち農業分野の土壌分析を業として実施する者に対して、上記事務連絡（別紙1）を踏まえ、法令遵守の観点から、適切に対応するよう周知徹底をお願いいたします。